

青梅市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 17 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、同法を引用する条項を改めた
いので、この条例案を提出いたします。

青梅市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

青梅市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 23 号）の一部を次
のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。